

令和元年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 57 号議案～第 62 号議案(追加)

令和元年 12 月 12 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 57 号 議案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 58 号 議案	舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する 条例制定について	1
第 59 号 議案	舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例制定について	9
第 60 号 議案	会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備 に関する条例制定について	26
第 61 号 議案	舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 制定について	35
第 62 号 議案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴 市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 制定について	42

## 第 58 号議案

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設定することができる。

2 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員にあつては月曜日から金曜日までの 5 日間において 1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を、パートタイム会計年度任用職員にあつては 1 週間ごとの期間について 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 5 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につきこれを定め、当該期間内に、フルタイム会計年度任用職員にあつては 8 日の週休日を、パートタイム会計年度任用職員にあつては 8 日以上の日を設けなければならない。

(週休日の振替等)

第 6 条 任命権者は、会計年度任用職員に第 4 条第 1 項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第 4 条第 2 項若しくは前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(フルタイム会計年度任用職員にあつては通常勤務日の半日に相当する勤務時間を、パートタイム会計年度任用職員にあつては規則で定めるこれに相当する勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第 7 条 任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合には少なくとも

も 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、職務の特殊性又は公務の運営上の事情により前項により難いときは、市長と合議の上、休憩時間につき特段の定めをすることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 8 条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第 3 条から第 6 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 9 条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある規則で定める会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運

営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある規則で定める会計年度任用職員が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、前条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前 3 項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する規則で定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある規則で定める会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)のある規則で定める会計年度任用職員

が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある規則で定める会計年度任用職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある規則で定める会計年度任用職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある規則で定める会計年度任用職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。

(休日)

第 10 条 フルタイム会計年度任用職員及び月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

- 2 日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員は、祝日法による休日及び年末年始の休日(次項及び次条において「休日」という。)には、勤務時間を割り振られないものとする。
- 3 任命権者は、職務の特殊性又は公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前 2 項の規定にかかわらず、市長と合議の上、休日につき特段の定めをすることができる。

(休日の代休日)

第 11 条 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員及び月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に休日である第 4 条第 2 項、第 5 条又は第 6 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日

等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定されたフルタイム会計年度任用職員及び月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。  
(休暇の種類)

第 12 条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第 13 条 年次有給休暇は、労働基準法第 39 条(第 6 項から第 8 項までを除く。)に定める基準により与える休暇とする。

- 2 年次有給休暇の請求権は、当該休暇が与えられた日から起算して 2 年間行わないときは、時効によって消滅する。

(特別休暇)

第 14 条 特別休暇のうち有給のものは、選挙権の行使、結婚その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。

- 2 特別休暇のうち無給のものは、出産、子の看護その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。

- 3 特別休暇のうち無給のものについては、フルタイム会計年度任用職員にあっては舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第号)第 9 条の規定にかかわらずその勤務しない 1 時間につき同条例第 17 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を、月額又は月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては同条例第 21 条の規定にかかわらずその勤務しない 1 時間につき同条例第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報



酬額を減額する。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、規則で定める会計年度任用職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、フルタイム会計年度任用職員にあっては舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 9 条の規定にかかわらずその勤務しない 1 時間につき同条例第 17 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を、月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては同条例第 21 条の規定にかかわらずその勤務しない 1 時間につき同条例第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(介護時間)

第 16 条 介護時間は、規則で定める会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間(パートタイム会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、フルタイム会計年度任用職員にあっては舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 9 条の規定にかかわらずその勤務し

ない 1 時間につき同条例第 17 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を、月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては同条例第 21 条の規定にかかわらずその勤務しない 1 時間につき同条例第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第 17 条 特別休暇(規則で特に指定するものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めたいので提案する。

## 第 59 号議案

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与(第 7 条—第 19 条)

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与(第 20 条—第 29 条)

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償(第 30 条・第 31 条)

第 5 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

### 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を

いう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(給与の支払)

第 3 条 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの又は会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き、通貨で、直接会計年度任用職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(会計年度任用職員の給与)

第 4 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料等の支給)

第 5 条 会計年度任用職員の給料及び報酬(以下「給料等」という。)は、月の 1 日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。)とし、規則で定める日に支給する。

第 6 条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料等を支給し、給料等の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料等を支給する。

2 会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料等を支給する。

3 前 2 項の規定により給料等(月額のものに限る。)を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料等の額はその給与期間の現日数から舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。)第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料表等)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める会計年度任用職員給料表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを会計年度任用職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 任命権者は、全てのフルタイム会計年度任用職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、会計年度任用職員給料表に定める給料をフルタイム会計年度任用職員に支給しなければならない。

(号給)

第8条 新たに会計年度任用職員給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(通勤手当)

第10条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(宿日直手当)

第11条 給与条例第19条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第13条において準用する給与条例第21条第1項、第3項及び第4項に規定する時間外勤務手当、第14条において準用する給与条例第22条第2項に規定する休日勤務手当並びに第15条において準用する給与条例第23条に規定する夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の支給を受ける勤務には、含まれないものとする。

(特殊勤務手当)

第 12 条 給与条例第 20 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第 13 条 給与条例第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 21 条第 1 項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額
第 21 条第 3 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間	舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。)第 6 条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員勤務時間条例第 4 条第 2 項又は第 5 条の規定により割り振られた 1 週間の正規

		の勤務時間
	全時間(再任用短時間勤務職員にあつては、規則で定める時間を除く。)	全時間
	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額
第 21 条第 4 項	第 1 項(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第 1 項の規定
	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

(休日勤務手当)

第 14 条 給与条例第 22 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 22 条第 1 項	勤務時間条例第 9 条第 2 項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。	舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 号)第 10 条第 2 項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。
第 22 条第 2 項	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 17 条に規定する勤務 1 時間

	当たりの給与額
--	---------

(夜間勤務手当)

第 15 条 給与条例第 23 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのは「舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の特例)

第 16 条 公務による出張中のフルタイム会計年度任用職員には、時間外勤務手当等を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ時間外勤務手当等の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。

2 特殊の勤務に従事するフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等については、その勤務の状況に応じて任命権者が市長と協議して別に定めることができる。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 17 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等(会計年度任用職員勤務時間条例第 10 条第 2 項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第 12 条において準用する給与条例第 20 条の規定による月額の特殊勤務手当の支給を受ける勤務に従事した場合の勤務 1 時間当たりの給与額は、前項の勤務 1 時間当たりの給与額に、特殊勤務手当の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額を加えた額とする。

(端数計算)

第 18 条 第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 13 条において準用する給与条例第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定、第 14 条において準用す



る給与条例第 22 条第 2 項の規定並びに第 15 条において準用する給与条例第 23 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

- 2 第 9 条の規定による給与の減額及び時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間に満たない端数があるときは、30 分以上はこれを 1 時間とし、30 分未満はこれを切り捨てる。

(期末手当)

第 19 条 給与条例第 30 条から第 30 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6 月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

### 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 20 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に 12 を乗じ、その額を会計年度任用職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第 4 条第 2 項に規

定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第7条及び第8条の規定を適用して得た額とする。

(報酬の減額)

第21条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(特殊勤務に係る報酬)

第22条 給与条例第20条第1項に規定する勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員には、舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第23条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章

において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額(時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該時間額。以下この条及び第25条において同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条第2項の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(休日勤務に係る報酬)

第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、

正規の勤務日が休日等に当たっても正規の報酬を支給する。

- 2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、当該勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(夜間勤務に係る報酬)

第 25 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額の 100 分の 25 を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬等の特例)

第 26 条 公務による出張中のパートタイム会計年度任用職員には、第 23 条に規定する時間外勤務に係る報酬、第 24 条第 2 項に規定する休日勤務に係る報酬及び前条に規定する夜間勤務に係る報酬(以下「時間外勤務に係る報酬等」という。)を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ時間外勤務に係る報酬等の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。

(勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 27 条 勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の月額に 12 を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

(端数計算)

第 28 条 第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第 23 条から第 25 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務に係る報酬等の額を算定す

る場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

- 2 第 21 条の規定による報酬の減額及び時間外勤務に係る報酬等の計算の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間に満たない端数があるときは、30 分以上はこれを 1 時間とし、30 分未満はこれを切り捨てる。

(期末手当)

第 29 条 給与条例第 30 条から第 30 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 30 条第 4 項中「職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6 月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

#### 第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第 30 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 18 条第 1 項各号に掲げる要

件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定により支給する通勤に係る費用弁償については、給与条例第 18 条の規定により支給する通勤手当の例によるものとし、その支給する額は、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める。

(出張に係る費用弁償)

第 31 条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、出張に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定により支給する出張に係る費用弁償については、舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の適用を受ける職員の旅費の例によるものとし、その旅費等級は、規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 32 条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(令和 2 年 6 月に支給する期末手当の特例)
- 2 令和 2 年 6 月に支給する期末手当については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで会計年度任用職員の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年条例第 一 号)第 1 条の規定による廃止前の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成 26 年条例第 33 号)に基づき任用され、施行日に会計年度任用職員として任用された者は、施行日の前日まで会計年度任用職員として任用されていたものとみなし、第 19 条第 3 項及び第 29 条第 3 項の規定を適用する。
- 3 前項の規定により期末手当を支給されることとなる日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定に

については、第 29 条第 1 項において読み替えて準用する給与条例第 30 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第 1(第 7 条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	132,300	146,100	195,500
2	133,200	147,200	197,300
3	134,200	148,400	199,100
4	135,100	149,500	200,900
5	136,100	150,600	202,400
6	137,100	151,700	204,200
7	138,100	152,800	206,000
8	139,100	153,900	207,800
9	139,900	154,900	209,400
10	140,900	156,300	211,200
11	141,900	157,600	213,000
12	143,000	158,900	214,800
13	143,800	160,100	216,200
14	144,800	161,600	218,000
15	145,800	163,100	219,700
16	146,800	164,700	221,500
17	147,900	165,900	223,200
18	149,200	167,400	224,900
19	150,400	168,900	226,500
20	151,600	170,400	228,100
21	152,700	171,700	229,500
22	153,900	174,400	231,200

23	155,100	177,000	232,800
24	156,300	179,600	234,400
25	157,400	182,200	235,400
26	158,900	183,900	236,900
27	160,400	185,500	238,300
28	161,900	187,200	239,500
29	163,300	188,700	240,700
30	164,700	190,400	241,900
31	166,200	192,200	242,900
32	167,700	193,900	244,100
33	169,100	195,500	245,400
34	170,900	196,900	246,400
35	172,700	198,400	247,600
36	174,500	199,900	248,900
37	176,200	201,200	249,800
38	177,900	202,500	251,100
39	179,600	203,700	252,300
40	181,300	205,000	253,600
41	182,800	206,300	255,000
42	184,200	207,600	256,400
43	185,500	208,900	257,600
44	186,900	210,200	258,800
45	188,400	211,300	260,000
46	189,700	212,600	261,200
47	191,100	213,900	262,500
48	192,500	215,200	263,600
49	193,800	216,300	264,700
50	194,900	217,400	265,800
51	196,000	218,400	267,100



52	197, 200	219, 500	268, 400
53	198, 300	220, 600	269, 400
54	199, 400	221, 600	270, 500
55	200, 300	222, 500	271, 800
56	201, 400	223, 500	273, 100
57	202, 500	223, 800	274, 000
58	203, 500	224, 600	275, 000
59	204, 500	225, 400	275, 900
60	205, 500	226, 100	277, 000
61	206, 600	226, 800	278, 100
62	207, 500	227, 800	279, 100
63	208, 400	228, 600	280, 000
64	209, 300	229, 400	281, 000
65	210, 000	230, 100	281, 500
66	210, 800	230, 800	282, 400
67	211, 500	231, 700	283, 100
68	212, 300	232, 700	284, 000
69	212, 700	233, 400	285, 000
70	213, 300	234, 000	285, 800
71	213, 600	234, 500	286, 600
72	214, 000	235, 200	287, 400
73	214, 200	236, 000	288, 200
74	214, 600	236, 600	288, 700
75	215, 100	237, 200	289, 100
76	215, 700	237, 700	289, 600
77	215, 900	238, 400	289, 800
78	216, 600	239, 100	290, 100
79	217, 100	239, 800	290, 300
80	217, 600	240, 300	290, 700

81	218,300	240,800	290,900
82	218,600	241,500	291,100
83	219,200	242,200	291,500
84	219,900	242,900	291,800
85	220,500	243,500	292,100
86	220,900	244,200	292,400
87	221,300	244,900	292,700
88	222,000	245,600	293,100
89	222,500	246,100	293,400
90	223,000	246,600	293,800
91	223,500	246,900	294,100
92	223,900	247,300	294,500
93	224,300	247,600	294,700
94	224,700		294,900
95	225,100		295,200
96	225,400		295,600
97	225,700		295,800
98	226,200		296,100
99	226,700		296,500
100	227,200		296,900
101	227,600		297,100
102	228,100		297,400
103	228,700		297,800
104	229,300		298,100
105	229,700		298,300
106	230,200		298,600
107	230,500		299,000
108	230,900		299,300
109	231,100		299,500

110	231,500		299,900
111	232,000		300,300
112	232,400		300,600
113	232,600		300,800
114	233,100		301,000
115	233,600		301,300
116	234,100		301,700
117	234,400		301,900
118	234,800		302,100
119	235,200		302,400
120	235,600		302,700
121	236,000		303,100
122			303,300
123			303,600
124			303,900
125			304,200

別表第2(第7条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	一定の知識又は経験を必要とする補助的又は定型的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする補助的又は定型的な業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする補助的又は定型的な業務を行う職務

提案理由

地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めたいので提案する。

## 第 60 号議案

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例及び舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成 26 年条例第 33 号)
  - (2) 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例(平成 26 年条例第 34 号)
- (舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「勤務時間条例に規定する」を「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく」に、「日割」を「日割り」に改める。

第 8 条第 1 項中「職員が」の右に「正規の勤務時間中に」を加え、「除くほか」を「除き、その勤務しない 1 時間につき」に、「にその勤務しない全時間に乗じて得た額を減額した」を「を減額して」に改める。

第 19 条第 2 項中「(時間外勤務手当)」を「に規定する時間外勤務手当」に、「(休日勤務手当)」を「に規定する休日勤務手当」に、「(夜間勤務手当)に規定

する手当」を「に規定する夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)」に改める。

第 21 条第 1 項中「勤務 1 時間につき」を「、勤務 1 時間につき、」に、「その割合」を「、その割合」に改め、同項第 1 号中「次条」を「次条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく」を削る。

第 22 条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「勤務 1 時間につき」を「、勤務 1 時間につき、」に、「に定める」を「に規定する」に改める。

第 23 条中「第 25 条」を「、第 25 条」に改める。

第 24 条第 1 項中「前 3 条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)は、これ」を「時間外勤務手当等」に改め、同項ただし書中「前 3 条に規定する手当」を「時間外勤務手当等」に改める。

第 26 条第 2 項中「時間外勤務手当等」を「第 8 条の規定による給与の減額及び時間外勤務手当等」に、「切捨てる」を「切り捨てる」に改める。

第 35 条の見出しを「(非常勤職員に対する給与)」に改め、同条中「及び臨時的に任用する職員」を「(再任用短時間勤務職員を除く。)」に改める。

附則第 26 項並びに附則第 27 項の前の見出し及び同項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 26 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「給料」の右に「の額(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第 20 条に規定する報酬の額)」を加える。

(舞鶴市旅費条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「常勤の職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の規定による行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員
- (3) 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)第6条第1号に規定する特定任期付職員
- (4) 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員

第3条及び第5条中「職員が」の右に「職務のため」を加え、「出張した」を「旅行した」に改める。

第8条中「並びに」を「及び」に改める。

附則第3項中「別表第1第1項第5号及び第3項第5号」を「別表第1項第5号及び第3項第5号」に改める。

別表2等の項から4等の項までの規定中「ある者」の右に「並びにこれらに相当する者」を加える。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により

勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第3条の2中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第3条第2項中「以下」を「次条第2項及び第6条において」に改める。

第8条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

附則第12項に見出しとして「(令和4年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の特例)」を付し、同項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第13項(見出しを含む。)中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(常時勤務に服することを要しない者の退職手当の特例)

14 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条、第3条の2及び第6条の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

15 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(舞鶴市職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 舞鶴市職員の分限に関する条例(昭和28年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第28条の6第2項」を削る。

第4条第2項及び第5条中「の各号」を削る。

第18条第1項中「、任命権者」を「任命権者」に、「除くほか」を「除き」に、「勤務1時間当たり」を「、勤務1時間当たり」に、「減額した」を「減額して」に改める。

第19条の見出しを「(非常勤職員の給与)」に改め、同条中「臨時に雇用された職員及び」を削り、「非常勤職員」の右に「(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)



第 8 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「公務災害補償等認定委員会」を「舞鶴市公務災害補償等認定委員会」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 地方公務員災害補償法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第 13 条第 1 項第 5 号及び第 6 号中「第 12 条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改める。

第 17 条第 1 項中「公務災害補償等審査会」を「舞鶴市公務災害補償等審査会」に改める。

(舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 9 条 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条」の右に「(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 12 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 14 条第 3 項第 4 号ただし書中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条第 4 項中「第 8 条」の右に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員(次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。))にあつては、会計年度任用職員給与条例第 9 条)」を加え、「)した」を「)をした」に、「欠勤した」を「欠勤をした」に改め、同条第 5 項中「第 6 条第 4 項」の右に「(フルタイム会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員給与条例第 6 条第 3 項)」を加える。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 10 条 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成 26 年条例第 33 号)第 15 条」を「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「出産を理由として」を削る。

第 7 条第 2 項中「している職員」の右に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の右に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 17 条第 2 項の表中「(平成 4 年条例第 1 号)」を削る。

第 18 条の表中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「(平成 4 年条例第 1 号)」を削る。

第 21 条第 2 項の表中「(平成 4 年条例第 1 号)」を削る。

第 23 条第 2 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 24 条第 2 項中「(昭和 22 年法律第 49 号)」及び「に相当する勤務時間条例第 14 条の規定による特別休暇」を削り、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改め、同条第 3 項中「に相当する舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第 15 条第 1 項の規定による特別休暇又は同条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)」に、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に、「当該介護時間」を「当該介護をするための時間」に改める。

第 25 条中「職員」の右に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについて準用する。

附則第 5 項(見出しを含む。)中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 11 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「労働基準監督署長」を「、労働基準監督署長」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 4 項中「以下第 3 項まで」を「以下この項から第 3 項まで」に改める。

第 18 条の見出しを「(非常勤職員の勤務時間、休暇等)」に改め、同条中「及び臨時に任用した職員」を「(再任用短時間勤務職員等を除く。)」に改める。

附則第 7 条(見出しを含む。)中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 12 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改め、同項第 4 号中「。以下「定年等条例」という。」を削る。

(舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 13 条 舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「占める職員」の右に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による廃止前の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例に基づき任用されていた一般職の非常勤職員のこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の勤務に係る報酬等のうち、施行日において支給されていないものの支給については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 第 1 条の規定による廃止前の舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例に基づき任用されていた臨時的任用職員の施行日前の勤務に係る賃金等のうち、施行日において支給されていないものの支給については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第 5 条の規定による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項、第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 並びに附則第 14 項及び第 15 項の規定は、これらの規定に規定する勤続期間を施行日以後に勤務した期間をもって有することとなった者について適用する。この場合において、これらの規定に規定する勤続期間は、施行日以後に勤務した期間をもって算定するものとする。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第 8 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

第 61 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400

5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200

再任用職員以外の職員

34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		

63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			



92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						

	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第3号中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第30条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

別表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改

正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第 2 条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において、同条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例第 17 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 1,000 円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市長が別に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第 2 条改正後給与条例」という。)第 17 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 1,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 2 条改正後給与条例第 17 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 2 条改正後給与条例第 17 条の 3 第 1 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 1,000 円を超えることとなる職員

(委任)

5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 提案理由

一般職職員の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、給料表、住居手当の額及び勤勉手当の支給割合を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 62 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附則第 5 項及び第 13 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 2 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附則第 5 項及び第 6 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第 3 条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 提案理由

市長、副市長及び教育長の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、期末手当の支給割合を改めたいので提案する。